

■ 登録申請に係る協議概要

項目		内容
申請区分		更新登録申請
運送主体	法人名	社会福祉法人 中蒲原福祉会
	代表者名	理事長 石津 和男
	設立年月日	平成8年2月26日
	事務所名	障がい者支援センター わかば
	事務所所在地	新潟市江南区亀田向陽2丁目6番1号
法人の活動内容		(1) 第一種社会福祉事業 障害者支援施設、特別養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 老人短期入所事業、老人短期入所施設、老人デイサービス事業、老人デイサービスセンター、老人介護支援センター、老人居宅介護等事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業
登録申請(協議依頼)の経緯		福祉有償運送事業を今後も継続して行うため、更新登録申請する。
運送を必要とする理由		障がいの特性(歩行障害、パニックになる、大声を出す等)により、利用会員の公共交通機関利用が困難である為。
運送の対象	対象者の態様	・身体障がい者 9名(9名) ・精神障がい者 9名 ・知的障がい者 129名 ・その他の障がいを有する者 5名 計 152名(9名)
	対象者の居住地	対象者はすべて新潟市を居住地としている。
形態運送等の	運送の区域	発地又は着地のいずれかが新潟市にある。
	複数乗車	複数の利用会員を同時に輸送することも想定している。
使用車両	福祉車両・セダン車両 所有・持込み	・福祉車両 1台(法人所有) ・セダン車両 4台(法人所有) 計 5台 ※車検証により指針に沿った車両であることを事務局で確認済
	車両の表示等	すべて適正に表示されている
運転者の要件	免許種別、資格・講習	・中型1種免許(国認定講習受講者) 1名 ・準中型1種免許(国認定講習受講者) 1名 計 2名 ※運転免許証及び講習修了証により指針に沿った運転者であることを事務局で確認済
	過去2年間の免許停止	全員過去2年間に於いて免許停止を受けていない
	概ね70歳以下であること	全員70歳以下
	特例措置	

項目		内容	
損害賠償措置	損害賠償限度額	すべての車両において、対人・対物無制限	
	免責要件	実施主体の法令違反が原因の事故について免責となっていない	
	期間中の支払額制限	期間中の支払額に制限なし ※保険証書により指針に沿った損害賠償措置であることを事務局で確認済	
運送の対価	運送の対価	・基本料金300円 ・走行1キロあたり50円 出発地から目的地、目的地から到着地までの走行距離(km数)により算出。 ※走行距離については2kmから算出。またkm以下の端数距離については切り捨て。	
	運送の対価以外の対価	なし	
	複数乗車の対価	複数乗車の場合は上記基本料金(300円)+運賃(50円/km)の合計を乗車人数で割った金額(料金)を算出。	
管理運営体制	運行管理業務	運行管理責任者及び代務者の選任	選任されている
		指針に沿った運行管理業務が実施できるか	指針に沿った運行管理業務が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。
	整備管理業務	整備管理責任者の選任	選任されている
		指針に沿った整備管理業務が実施できるか	指針に沿った整備管理業務が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。
	事故対応	事故対応責任者の選任	選任されている
		指針に沿った事故に対する対応について教育指導を行い、事故発生時の対応について備えているか	指針に沿った対応が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。
	苦情対応	苦情処理責任者の選任	選任されている
		指針に沿った苦情の対応ができるような体制は整えているか	指針に沿った対応が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。
法令順守	欠格事由	1年以上の懲役又は禁錮の刑	役員全員が懲役又は禁錮の刑を受けていない
	登録の取消し	登録の取消しは受けていない	
輸送実績等	前年度実績	延利用件数 (件)	1,288件 (令和4年4月～令和5年3月の実績。以下同じ)
		実利用会員数 (人)	673人
		運行距離数合計 (km)	1,396.2km
		利用料金合計 (円)	1,052,600円
	過去2年間における事故報告	なし	
	過去2年間における苦情報告	なし	